

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
9月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 二
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出 (厚政課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 三
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の変更の届出 (厚政課) 四
 - 保安林の指定 (森林整備課) 四
 - 河川区域の変更による廃川敷地等 (河川課) 五
- 公告
 - 令和六年度家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課) 六
 - 公共測量の実施 (八件) (監理課) 六
- 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数 八

山口県告示第二百六十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年九月二十日から同年十月十一日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七一ヌ	四・八	令和六、一 年十一月一日	令和七、三 年八月三十一日	令和七、一 年九月一日
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量	
	通 常	最 大	通 常	最 大
二七ノヌ	二	五	二・三	二・三
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	〇・八	一・二	〇・四	〇・六
	最 大	最 大	最 大	最 大
	〇・八	一・二	〇・四	〇・六
	最 大	最 大	最 大	最 大
	四・八	四・八	四・八	四・八

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
堰 囲 い		三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常	最 大	
総合排水処理施設	処理前	八	九	二、九四九、五七〇
	処理後	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)		
				水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
〃	八	通 常	通 常		
〃	九	最 大	最 大		
三	二・五	通 常	通 常		
五	四・三	最 大	最 大		
一〇	六	通 常	通 常		
二〇	一三	最 大	最 大		
〃	一	通 常	通 常		
一・三	〇・九	最 大	最 大		
二・二	一・二	通 常	通 常		
〃	〇・一	最 大	最 大		
〃	〇・二	通 常	通 常		
二、九四九、五七〇	二、三三九、九六〇	通 常	通 常		
二、九四九、六四八	一、三三九、九六〇	最 大	最 大		

山口県告示第二百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名	所在地	廃止年月日
医療法人社団山本内科胃腸科	萩市大字椿東四一六二	令和六、六、三〇
つりの歯科医院	山口市泉都町一番一号	七、一七

山口県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関名	所在地	変更前所在地
一 医療機関の名称及び所在地		
医療法人伊佐齒科診療所	美祢市伊佐町伊佐四八四三	伊佐齒科診療所 美祢市伊佐町伊佐四八四三
二 変更年月日	平成七年九月二十九日	

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社アドバンス

山口市湯田温泉一丁目一番七号

二 訪問看護ステーション等の名称及び所在地

名称	所在地	変更前所在地
訪問看護ステーションアドバン	山口市湯田温泉一丁目一番七号	ポラスケア訪問看護ステーション 山口市湯田温泉一丁目一番七号

三 変更年月日

令和六年六月一日

山口県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	施設名	所在地	指定年月日
亀重 豊美	亀治療院	周南市野上町一の二七	令和六、八、一四

山口県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
フラワー・プロスTMS株式会社	宇部市大字中野開作六七	オリーブ薬局	宇部市大字東岐波五六〇七の二	居宅療養管理指導	令和六、二、二九
〃	〃	コスモ薬局	〃	〃	〃
〃	〃	かりん薬局	〃	〃	〃
〃	〃	あかね薬局	〃	〃	〃
〃	〃	コスモ薬局	〃	〃	〃
〃	〃	ひまわり薬局	〃	〃	〃

氏名又は 名称	住所又は 主たる事務 所の所在地	介護予 防事業 者名 称	介護予 防事業 所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
フラワー・ブ ロスTMS株 式会社	宇部市大字中 野開作六七	オリーブ薬局	宇部市大字東 岐波五六〇七 の二	介護予 防居室 療養管 理指導	令和六、 二、二九
〃	〃	コスモ薬局	〃	〃	〃
〃	〃	かりん薬局	〃	〃	〃
〃	〃	あかね薬局	〃	〃	〃
〃	〃	ひまわり薬局	〃	〃	〃
〃	〃	さつき薬局	〃	〃	〃
〃	〃	さゆり薬局	〃	〃	〃
〃	〃	つくし薬局	〃	〃	〃

山口県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 居宅介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人社団村重医院

二 居宅介護事業所の名称及び所在地

山陽小野田市須恵一丁目二番一〇号

変更後

山陽小野田市大字小野
なたはっこ 田三八七の一

変更前

山陽小野田市須恵二丁
目一二番二一号

三 変更年月日

令和三年二月十五日

山口県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐上字大將陳一〇三一三の六、一〇三一三の七、阿東徳佐中文字東大番一〇四三八、一〇四三九、字大番一〇四四〇から一〇四四七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐上字大將陳一〇三一三の六・阿東徳佐中文字東大番一〇四三八・字大番一〇四四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

岩国市周東町差川字清水一〇一、字国森一〇一〇一、一〇一八から一〇二二〇まで、周東町瀬越字代仙一九三三の一、一九三四、字吉ヶ谷一五〇五の一、一一五〇六の一、一一五〇六の二、一一五〇七の一、一一五〇八、一一五〇九の一、一一五〇九の三、一一五〇一の一、一一五〇二の二、一一五〇一の一、一一五〇二の二、字堀越し一一五二二、一一五二三、一一五二五の一、一一五二五の二、一一五二六の一、一一五二六の二、字大迫一一五二八の一、一一五二八の二、周東町西長野字長尾一〇四二六の一から一〇四二六の四まで、字大原一〇四二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字清水一〇一・字国森一〇一八から一〇二二〇まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、周東町瀬越字代仙一九三四・字吉ヶ谷一一五〇六の一・一一五〇六の二・一一五〇九の一・一一五二〇の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、周東町西長野字長尾一〇四二六の一・一〇四二六の二・字大原一〇四二七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

岩国市玖珂町字鳴谷一〇六七五の一、字中谷津一〇六七八(次の図に示す部分に限る。)、字光円一一四一六の一、一一四一六の二(次の図に示す部分に限る。)、一一四一六の三、一一四一六の四、一一四一七(次の図に示す部分に限る。)
柳井市伊保庄字横島四一四四の一、四一四四の二、字下神出四一五三の二(次の図に示す部分に限る。)、四一五三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市玖珂町字鳴谷一〇六七五の一・字中谷津一〇六七八・字光円一一四一六の一・一一四一六の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字下神出四一五三の二、四一五三の三(次の図に示す部分に限る。)

柳井市伊保庄字横島四一四四の一(次の図に示す部分に限る。)、字下神出四一五三の二、四一五三の三(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 河川の名称
阿武川水系阿武川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和六年九月二十日
- 三 廃川敷地等の位置
山口市阿東徳佐下字向ひ一五四二番一二
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 五八二平方メートル



(一六六) 令和六年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、令和六年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和六年九月二十日
山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の種別
家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所
防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農林業担い手支援部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間
令和六年十一月五日(火曜日)から同年十二月四日(水曜日)まで
- 四 受講者の定員
十五人
- 五 講習に係る家畜の種類
牛
- 六 講習科目

実 習	学 科		区 分
	専門科目	一般科目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	科 目

- 七 受講申込書の提出期限
令和六年十月十五日(火曜日)
- 八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地为管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料
一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 十一 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(一六七) 公共測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
 - 二 作業の地域
- 山口県知事 村岡 嗣 政

防府市大字奈美

三 作業の種類

令和六年六月二十五日から令和七年三月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、路線測量及び地形測量）

二 作業の地域

防府市大字切畑

三 作業の期間

令和六年八月一日から令和七年二月二十八日まで

(二六八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

岩国市日の出町

三 作業の期間

令和六年六月二十七日から同年八月三十日まで

(二六九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

下関市秋根新町

三 作業の期間

令和六年七月一日から令和七年三月二十一日まで

(二七〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

長門市三隅下

三 作業の期間

令和六年七月一日から同年十一月二十九日まで

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量及びUAVレーザー測量）

二 作業の地域

長門市三隅中及び三隅下

三 作業の期間

令和六年七月八日から同年十一月二十九日まで

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

長門市

三 作業の期間

令和六年七月十六日から同年十一月二十九日まで

(一七二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量、修正測量、写真地図作成及び航空レーザ測深測量)

二 作業の地域

山口市、防府市及び周南市

三 作業の期間

令和六年七月八日から令和七年二月二十八日まで

(一七二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和六年七月八日から同年十一月十八日まで

(一七三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、光市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(修正測量)

二 作業の地域

光市

三 作業の期間

令和六年七月九日から令和七年三月三十一日まで

(一七四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

萩市大井

三 作業の期間

令和六年七月十六日から同年九月三十日まで



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四條第一項 地方自治法第七十五條第一項 地方自治法第七十六條第一項	二二、一〇七 二三八、一六四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十條第一項	下関市選挙区 四九〇 宇部市選挙区 四三二 山口市選挙区 五二二 萩市選挙区 一三二 防府市選挙区 一三五 下松市選挙区 一七五 岩国市選挙区 一七五 光市選挙区 一七五 長門市選挙区 一七五 柳井市選挙区 一七五 美祿市選挙区 一七五 周南市選挙区 一七五 山陽小野田市選挙区 一七五 山陽大野田市選挙区 一七五 上関町・田布施町・平生町選挙区 一七五
知事の解職の請求	地方自治法第八十一條第一項	
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六條第一項	二三八、一六四
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	二三八、一六四

に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和六年九月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和六年九月二十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁